

高齢者の介護サービスを守ることを求める意見書（案）

財務省の財政制度審議会や内閣府の経済財政諮問会議では、来年度の介護報酬を引き下げ、要介護Ⅰ及びⅡの在宅サービスを介護保険の給付から外す案が示された。

前回の改定で介護報酬が過去最大の引き下げとなったために、介護事業所は、職員を確保できず特別養護老人ホームが新たに開設できない事態が大問題となった。厚労省も、一〇月に公表した実態調査で、介護施設や事業所の大半が経営悪化となったことは、介護報酬改定の影響と認めている。

また、要介護ⅠとⅡの在宅サービスを介護保険給付から外せば、全国では要支援者と要介護認定者の六三％、渋谷区では約六八％・五九三七人の在宅サービスが、介護保険給付の枠外にされる。

介護報酬の引き下げや要介護Ⅰ・Ⅱの在宅サービスの保険外しは、介護サービスの量と質の縮減につながり、利用者・家族と介護事業者に大きな負担と困難を強いることになる。

よって、渋谷区議会は、次期介護保険制度改定に際し、介護報酬の引き下げや要介護Ⅰ、Ⅱの在宅サービスの保険外しを行わず、高齢者の介護サービスを守ることを強く求める。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

二〇一七年十二月 日

渋谷区議会議長

衆議院議長

参議院議長

あて

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣